一般財団法人 長野県建築住宅センター確認検査手数料表

1. 基本確認検査手数料

(単位:円)

1. 坐作唯即次且 1 数件			T T			(十四:1
	項 目 請部分の Eべ面積	区分	確認審査	中間検査	完了検査	中間検査を実施した場合の完了検査
20.1		特例あり	8, 000	40.000	16, 000	40.000
30	0 ㎡以内	その他	12, 000	18, 000	17, 000	13, 000
30 ㎡を超え 100 ㎡以内		特例あり	13, 000	21, 000	18, 000	19, 000
		その他	19, 000		21, 000	
100)m [*] を超え	特例あり	19, 000	28, 000	23, 000	25,000
20	00 ㎡以内	その他	31, 000		26, 000	25, 000
200) ㎡を超え	特例あり	31, 000	36, 000	30, 000	36, 000
50	00 ㎡以内	その他	54, 000		37, 000	36,000
500) ㎡を超え	特例あり	46, 000	54, 000	49, 000	56, 000
1, 0	000 ㎡以内	その他	71, 000		59, 000	
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内		103, 000	76, 000	81, 000	76, 000	
2, 000 ㎡を超え 10, 000 ㎡以内		215, 000	155, 000	155, 000	145, 000	
10, 00	10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内		355, 000	245, 000	235, 000	225, 000
50,000 ㎡を超えるもの		615, 000	505, 000	465, 000	445, 000	
	小荷物専用昇降機		11, 000		13, 000	
建築設備		計画変更	6, 000			
	上記以外		14, 000		20, 000	
		計画変更	10, 000			
工作物			14, 000		16, 000	
	IF 17/J	計画変更	8, 000		10, 000	

- (1) 「特例あり」とは、法第6条の4又は第7条の5の規定による確認又は検査の特例を受けるものをいう。
- (2) 特例を受けない建築物と合わせて「特例あり」建築物を申請する場合は、申請の全てを特例を受けない建築物として扱う。
- (3) 確認審査を申請する場合の申請部分の延べ面積は、次に掲げるところにより算定する。
 - 1) 建築物の新築、増築又は改築の場合は、当該部分の延べ面積とする。
 - 2) 建築物の大規模の修繕、大規模の模様替、移転又は用途変更の場合は、当該部分の延べ面積の 2分の1の面積とする。

- 3) 計画変更の場合は、床面積が増加する部分の延べ面積に、計画の内容を変更する部分の延べ面積の2分の1を加算した面積とする。この場合、計画の内容を変更する部分が上記2)に該当する場合は、上記2)により算定した面積をもとに算定するものとする。
- (4) 完了検査を申請する場合の申請部分の延べ面積は、(3)の1)及び2)による。
- 2. 確認検査手数料の加算額 確認・検査申請が次の各号に掲げるものに該当する場合、各号に定める手数料を加算する。
- (1) 構造計算の審査が必要な場合の加算額

(単位:円)

	加算額		
床面積	ルート1相当	他機関で構造計算適合性判定を	
		行った場合の整合性審査	
100 ㎡以内	10, 000		
100 ㎡を超え 500 ㎡以内	20, 000	8, 000	
500 ㎡を超えるもの	50, 000		

- 注) 床面積は、構造上の独立部分ごとに適用する。
- 注) 移転の場合は、対象床面積の2分の1の面積とする。
- 注) 計画変更の場合は、増加に伴い構造審査を行う部分の床面積に、変更に伴い構造審査を行う部分の床面積の2分の1を加算した面積とする。(Exp. J を取りやめて一体となる場合は全体の面積を加算する。)
- (2) 構造計算(ルート2)の審査が必要な場合の加算額(法第6条の3第1項ただし書の規定による 審査の特例を受ける場合)

(単位:円)

床面積	加算額
1, 000 ㎡以内	120, 000
1, 000 ㎡を超え 2, 000 ㎡以内	160, 000
2, 000 ㎡を超え 10, 000 ㎡以内	190, 000
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	250, 000
50,000 ㎡を超えるもの	500, 000

- 注) 床面積その他の扱いは(1)と同様
- (3) 天空率の審査が必要な場合の加算額

加算額(単位:円)10,000

(4) 避難安全検証法又は耐火性能検証法の審査が必要な場合の加算額

(単位:円)

	\ - : 1 3/
加算額	30, 000

注) 耐火性能検証法には、防火区画検証法を兼ねて行う場合を含む。

(5) 省エネ適合性判定対象建築物の完了検査の加算額

(単位:円)

床面積	加算額
200 ㎡以内	5, 000
200 ㎡を超え 500 ㎡以内	7, 000
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内	12, 000
1, 000 ㎡を超え 2, 000 ㎡以内	16, 000
2, 000 ㎡を超え 10, 000 ㎡以内	31, 000
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内	47, 000
50,000 ㎡を超えるもの	93, 000

- 注) 建築物の棟ごとに適用。
- 注) 上表の加算額は、直前の省エネ適合性判定を長野県建築住宅センターで行った場合の額とし、 その他の場合の加算額は、上表の金額に2を乗じた額とする。
- 注) 仮使用認定の検査に併せて、省エネの完了検査を同時に行った場合は、その面積を除く。
- 3. 仮使用認定手数料(法第7条の6関係)
 - 1) 基本手数料

基本手数料(単位:円)120,000

- 2) 省エネ適合性判定対象建築物に係る加算額 仮使用認定をする部分の床面積に対する第2の(5)による加算額
- 4. 帳簿記載事項証明書交付手数料

(単位:円)

手数料	1, 000